

# ソフトウェア使用許諾契約書

本書が対象とするソフトウェアは、日本法人である株式会社ジー・プリンテック（以下「当社」という）が、所定のカードプリンター製品（以下「本製品」という）用に開発したコンピューター・プログラムであり、「USBドライバー」、「ステータスマニタ」および「プリンタードライバー」から成ります。その取扱説明書等の付属書類（以下「ドキュメンテーション」という）を含めて、これを以下「本ソフトウェア」といいます。

本ソフトウェアの使用は、その「エンドユーザー」として認識されるお客様に対してのみ、専ら本書が定める条件に従い許諾されます。本書は、お客様が当該条件を承諾することで、お客様と当社間の有効な契約書（以下「本契約」という）になります。お客様は、個人のエンドユーザー、または法人たるエンドユーザーの権限ある代表者として、本書記載の条件を了解したうえで、本ソフトウェアの使用に先立つ、有形な媒体の包装開封、プログラムのインストール、ダウンロード等の当初行為（以下「開始動作」という）を自ら行うものとします。

お客様による開始動作は、本書記載の条件への無条件な承諾とみなされ、当該開始動作のありしだい本契約が成立します。本書記載の条件を承諾されない場合、本ソフトウェアの使用はできません。

## 第1条 権利帰属

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、当社、その関連会社、または当社に対する当該権利の使用許諾者（以下「ライセンサー」という）に帰属します。これらの知的財産権はすべて当社、その関連会社またはライセンサーに留保され、本契約により何らお客様に譲渡その他移転されるものではありません。本ソフトウェアは、日本および各国の著作権法ならびに関連する国際条約により保護されています。

## 第2条 使用許諾

- お客様は、本契約の制限その他の条件に従い、本ソフトウェアを自己の保有する本製品と一緒に使用する非独占的な権利（以下「本ライセンス」という）を取得します。お客様は、本製品とともに使用するPC上で、本ソフトウェアの開始動作を自ら行い、これを自己の業務目的で使用することができます。本ライセンスは、第3条第3項の場合を除き、移転不可なものとします。
- お客様は、開始動作のほかは専らバックアップ用または保管目的に限り、本ソフトウェアのコピーを必要最小限な数量のみ作成することができます。お客様は、当社から提供した本ソフトウェアの媒体に当初含まれている著作権表示その他の告知文を、当該コピーのすべてにおいて再現し維持するものとします。

## 第3条 制限事項

- お客様は、本ソフトウェアを翻案または改変せず、かつ法令の適用により許容される場合を除き、リバース・エンジニアリング、リバース・コンパイル、リバース・エンジニア、その他手法のいかんを問わず、本ソフトウェアからソースコードを引き出そうとしてはなりません。
- お客様は、本ソフトウェアを第三者に頒布または再使用許諾する権利を付与されていません。お客様は、本ライセンス、または本ソフトウェアもしくはその一部を、単体で、または他の製品もしくはソフトウェアと組み合わせて、第三者に譲渡、貸与、リース、その他移転してはなりません。
- お客様は、譲渡、貸与、リース等により、その占有を本製品と一緒に移転する場合のみ、本ソフトウェアを本ライセンスとともに新たなエンドユーザーとなる第三者へ移転することができます。この場合、お客様が本書を当該第三者へ提示し、その記載条件を了解頂いたうえで、本契約に当該第三者の同意を予め取得することが必要です。また当社は、お客様に照会して当該第三者を特定できるものとします。かかる移転がありしだい、本ソフトウェアおよびそのコピーは、当該第三者へCD-ROM、印刷物等の有形な媒体（以下「有形媒体」という）により移転されるものを除き、お客様の責任で直ちに、すべて破棄または削除（お客様のPCその他のハードディスク、メモリー等に保存、記憶されたものの消去を含む。）されるものとし、その証書を当社の求めに応じ提出頂きます。

## 第4条 限定保証

- 当社は、本ソフトウェアが有形媒体により提供される場合、当該有形媒体に物理的な瑕疵が納品時につながることを保証します。また、本ソフトウェアのうち「USBドライバー」および「ステータスマニター」に関しては、ドキュメンテーションに従い、適切に開始動作が行われ、かつ正しく操作される限りにおいて、その納品時から90日間に限り、ドキュメンテーションで明記する主要な機能上の仕様を実質的に満たし動作することを保証します。
- 前項の限定的な保証は、お客様が本製品に組み合わせて使用するPC上のオペレーティング・システム（以下「OS」という）が、ドキュメンテーションで当社の規定する種類およびバージョンであることを条件とします。当社は、本ソフトウェアの動作を当該OSと納品時点での主要なPCモデルとの組み合わせにおいて検証していますが、あらゆるPCモデルとの組み合わせで適切に動作することを、保証しておりません。本ソフトウェアの納品後速やかに、お客様の使用環境での動作確認を、ドキュメンテーションに従い最初に行うことを推奨致します。
- 本ソフトウェアは、本条に明記する限定的な保証を除き、一切の保証なく「現状のまま」提供されるものとします。当社は、本ソフトウェアの修正版、強化版等のアップデートを提供する義務を負いません。また、本ソフトウェアに関し、商業性、特定目的への適合性、および他者の知的財産権を非侵害であること、その他本書に明記のない一切について、明示的か默示的かを問わず、何ら保証するものではありません。本ソフトウェアに関し発生するいかなる問題も、専らお客様の責任および費用負担により解決されるものとします。

## 第5条 免責

当社は、本契約に基づくか否かを問わず、本ソフトウェアの使用に関連する一切の損害（直接的、付隨的、結果的な損害、特別損害、および懲罰的な損害賠償等を含む）について、それを当社が予見していたか、または予見し得たかにかかわらず、その責任を負わないものとします。お客様またはお客様の顧客に対し、第三者により為された請求についても同様とし、当社は当該第三者に賠償し、または貴社もしくは貴社の顧客を補償する義務を負いません。お客様は、本ソフトウェアの使用に関連する何れの請求、損害、損失、経費（弁護士費用を含む）または責任からも、当社、その関連会社、およびライセンサーを全世界において補償し免責するものとします。

## 第6条 契約期間

- 本契約および本ライセンスは、開始動作のうち最初の行為がお客様所定のPC上で行われた時に発効します。当社は、お客様において本契約の何れかの条項への違反があった場合、催告なく本ライセンスを終了することができます。併せて当社は、当該違反により被った損害のあるときは、お客様に対し賠償請求できるものとします。
- 本ライセンスが終了しだい、本ソフトウェアおよびそのコピーは、有形媒体により当社へ返却されるもののほかは、お客様の責任で直ちに、すべて破棄または削除（お客様のPCその他のハードディスク、メモリー等に保存、記憶されたものの消去を含む。）されるものとし、当該破棄および削除の証書を当社の求めに応じ提出頂きます。

## 第7条 輸出管理

お客様は、本ソフトウェアもしくはその一部、または本ソフトウェアに含まれる情報、技術等を、日本および関係諸国が出荷を禁止または制限する国、地域、団体または人物へ、違法となる輸出、再輸出その他出荷をしないことに同意されるものとします。

## 第8条 その他

- 当社の権限ある代表者が記名押印または署名した書面によらない限り、本契約のいかなる修正、追加、削除、その他の変更も無効とします。
- 本契約は日本法に準拠して解釈されるものとし、また本契約から生じる紛争は東京地方裁判所を以って第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 本契約の何れかの規定が日本法に照らし無効とされた場合も、残る他の規定はなお有効に存続するものとします。

以上